

2020年12月18日(金)～2021年1月11日(月)の期間に
営業時間短縮の要請にご協力いただいている飲食店等の皆さまへ

「愛知県感染防止対策協力金(12/18～1/11 実施分)」のお知らせ

愛知県感染防止対策協力金

各業界団体等が作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守している事業者で、県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮(※)を実施した事業者に対し、感染防止対策協力金を愛知県が交付します。(対象施設は次ページ)

(※) 営業時間の短縮には、感染防止対策のため終日休業した場合も含まれます。

■対象期間・交付額

対象期間：2020年12月18日(金)～2021年1月11日(月)

交付額：1店舗(※)1日あたり4万円 最大100万円(要請に応じた日数分を交付)

※ 複数店舗を有しておりそれぞれが申請要件を満たす場合、店舗数分の請求が可能です。

※ 名古屋市中区錦・栄エリアの11月29日(日)～12月17日(木)における営業時間短縮に対する協力金と重複して受け取ることも可能ですが、制度が異なるため申請は別となりますのでご注意ください。

■主な対象要件

- ・ 県内に所在し、営業時間短縮要請を受けた施設を運営する中小企業者等
- ・ 要請に応じて営業時間の短縮を実施(従前より5時～21時の間のみ営業していた事業者は対象外)
- ・ 業種別ガイドラインを遵守
- ・ 「安全・安心宣言施設」へ登録し、PRステッカーとポスターを掲示

■申請受付期間(予定)

要請期間終了後～1ヶ月程度

受付方法の詳細については現在調整中です。詳細が決まりましたら、WEBページ等でお知らせします。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyouryokukin2.html>



■申請に必要な書類(予定)

- (1) 愛知県感染防止対策協力金交付申請書兼請求書・申請に関する誓約書
- (2) 営業実態が確認できる書類(飲食店営業許可書・営業に必要な許可等(風営適正化法関係の営業許可・届出)の写し、確定申告書の写し)
- (3) 営業時間短縮(休業含む)の状況がわかる書類(告知WEBページの写し又は掲示ポスターの写真等)
- (4) 本人確認書類(運転免許証、保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し)
- (5) 振込先口座が分かる書類

協力金対象施設

[特措法の規制対象]

● 接待を伴う飲食店※

(キャバレー、ダンスホール、スナック、ラウンジ、ホストクラブ、キャバクラ、その他の接待を伴う飲食店)

● 酒類を提供する飲食店

(オーセンティックバー、ショットバー、スポーツバー、ダーツバー、カラオケバー、パブ、サロン、ナイトクラブ、ディスコ、その他の酒類の提供を行う飲食店)

● 酒類を提供するカラオケ店

[特措法の規制対象外]

● 酒類を提供する飲食店

(居酒屋、大衆酒場、ビアホール、焼き鳥屋、焼き肉屋、その他の酒類の提供を行う飲食店)

ガイドラインを“遵守していない”施設
(安全・安心宣言施設ステッカー・ポスター“未掲示”)

協力金対象外

※ガイドラインの遵守及び安全・安心宣言施設ステッカー・ポスターの掲示により、要件を満たせば協力金の対象となります。

ガイドラインを“遵守している”施設
(安全・安心宣言施設ステッカー・ポスター“掲示”)

要請に応じて“営業時間短縮している”

施設 (5時から21時まで)

協力金対象

※申請に必要な書類をご準備ください。

※風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律2条第1号に掲げる営業を行う店舗

【参考】営業時間短縮のイメージ

営業時間	午前5時	午後9時	午前5時	午後9時
元々の営業時間	営業時間		営業時間	
変更後の営業時間	営業時間 もしくは 休業		営業時間 もしくは 休業	
協力金の対象	対 象		対 象 外	

安全・安心宣言施設登録

新型コロナウイルス感染防止対策として取り組む項目を届け出た施設を「安全・安心宣言施設」として登録した事業者には、PRステッカー・ポスターを提供しております。

詳しくは、下記のサイトをご覧ください

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>



PRステッカーの見本

お問い合わせ先（県民相談窓口・コールセンター）

電話番号：052-954-7453

(別途協力金専用コールセンターを設置予定です。設置後の電話番号はWEB等でお知らせします)

開設時間：午前9時から午後5時まで

(土・日・祝日を含む、ただし12月29日(火)から1月3日(日)を除く)